

令和8年度

江東区立東陽中学校生活のきまり



校章のいわれ

かつて海沿いの松並木ごしに、地平線はるか、日の出を仰いだという東陽の地に、新たに生まれた東陽中学校を象徴する校章である。円は太陽を、そして学習の場としての学校をペンで表し、東から昇る太陽が徐々に昇る様子を上部横線の地平線（五本）で表した。太陽のごとく強くたくましく、明るく温かみがあり、人への思いやりのある人間性豊かな生徒の育成の場を象徴するものである。

教育目標

人間尊重の精神に基づき、
国際的視野にたった人間性豊かな生徒を育成する。

- よく考え すすんで学ぶ生徒
- 思いやりがあり 協力する生徒
- ねばり強く 努力する生徒
- 健康で 明るい生徒

本校のきまりと生徒心得

江東区立東陽中学校生徒としての自覚と誇りをもって、次のきまりと心得をよく守って行動しよう。

1 始業・終業

(1) 生徒の登校時間は、午前8時から8時30分とします。

【8時30分までに入室、着席すること】

(2) 部活動や学級活動等で残留する場合の最終下時刻は、11月から2月までを午後6時00分とし、3月から10月までは午後6時30分とします。

(3) 部活動、学級活動、生徒会活動、委員会活動等を行う場合は、職員室前の黒板に必ず記入します。

2 登校・下校

(1) 徒歩通学を原則とします。学校選択等で乗り物を利用する場合には、学級担任に申し出て学校長の許可をうけてください。この場合、公共の交通機関、電車・バス通学を原則とし、自転車利用による登下校はできません。(PASMO. SUICAなどは登校したら担任の先生へ預けます)

(2) 登校後の外出はできません。ただし、部活動の再登校は可能です。

(3) 欠席・遅刻・早退・見学・忌引きなどの連絡は、本冊子の『学校家庭連絡欄』、またはすぐるを利用してください。

(保護者からの電話等による申し出も可能です。本人からの連絡は原則認められません。)

(4) 欠席・遅刻の電話連絡をする場合は、原則として午前8時00分から8時10分までに保護者が連絡してください。

(5) 病気等で早退した場合には、帰宅後直ちに学校に連絡してください。

(6) 登下校時の飲食は認められません。

(7) 登下校は原則基本の通学経路(最短)とし、寄り道は認められません。

3 身なり・持ち物

原則：東陽中生としていつでも公の場にでられるようまた、

中学校での学習環境に適することを基準とする。

- (1) 登下校の服装は標準服です。
- (2) 標準服は学校の指定するものです。
- (3) 休日、長期休業日も登校時は標準服を原則とします。ただし、学校行事等で特別に放課後再登校する場合は、学校指定の体育着、あるいは部活動顧問の認めた服装とします。
- (4) 夏の標準服は（指定のポロシャツ、夏用のスラックスまたはスカート）とします。また、ポロシャツ着用時にベストを着用しても良いです。
*ポロシャツは紺、水色どちらを着用してもよい
- (5) 冬の標準服着用時は、白のYシャツまたはブラウスを着用します。
- (6) Yシャツやブラウスの下には華美にならない無地の肌着を着用します。体育着等の着用はできません。
- (7) 靴下は白・黒・紺のソックスとし、すねにかかる程度の長さのものとします。（ワンポイントまで可）
※入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式・文化発表会は白靴下のみを着用することとします。

※冬季においては防寒のために黒タイツレギンス（黒）を着用できます。

- (8) スラックスのベルトは黒の革ベルトとします。
 - (9) 靴は華美ではない運動靴とします。
※体育の授業で動きやすいもの。
 - (10) 通学バッグは、学校指定のものとします。
※体育着、プール道具、または部活動の用具を入れるため、通学バッグだけでは収まらない場合においてサブバッグを使用しても良いです。
制汗シートは無臭（無香料）のみ使用できます。
 - (11) 中学生としてふさわしい自然で清潔な頭髪とします。
 - 前髪が目には掛からない程度、横髪は耳には掛からない程度、えりあしは、えりに掛からない程度とすることが望ましいです。
 - 髪が肩に掛かる者は、編むかゴムひも（黒・紺・茶）で結ぶ。シュシュなどで止めることはできません。髪をとめる場合には黒のヘアピンを使用することが望ましいです。
- ※ 人工的に手を加えること（パーマ、カラー、脱色等）、整髪料用いることなどは認められません。また、**頭髪に限らず学校に化粧、香水やアクセサリやそれに準ずるものをしてくることは認められません。**

(12) 防寒について

●セーターは紺無地か黒のVネックのスクールセーターとします(ワンポイント可)。学校指定のベストを着用してもよいです。

●必要に応じて黒・紺・グレー・茶・ベージュのスクールコート・Pコート・ダッフルコートまたはそれに準ずるもの(ダウンジャケット *黒・紺・グレー・茶・ベージュの単色でワンポイント可 ファーなし)を着用してもよいです。

さらに、マフラー・ネックウォーマー・手袋を着用しても良いです。

●教室内のエアコンが寒い場合、ジャージの上着を着用しても構いません。登下校中は、着用できません。

(13) 身分証明カードは、常時携帯します。

(14) 学用品以外の持ち物は持参しません。特に金銭(財布等)は持参しません。

(15) 必要があれば水筒を持参しても構いません。(中身は水、お茶、スポーツドリンクとします。授業中、給食時は飲みません)

(16) 持ち物は、基本的にはロッカーへ置いて構いません。体育着・水着は毎日必ず持ち帰ります。

(17) 所持品をなくした場合は学級担任に申し出てください。

落とし物は職員室前のガラスケースに展示します。

***身なり、持ち物などについては約束が守られない場合、学校の判断でやむを得ず使用を中止することがあります。**

4 校内生活

(1) 教師の指示がない限り、他のクラスの教室に立ち入れません。

(2) 特別教室への移動以外、自分たちの通常使用する階以外に立ち入れません。

(3) 教室移動および下校の際は窓等の戸締まりをし、カーテンをまとめて消灯し、教室のドアは開放しておきます。

(4) 中間考査前後1週間、期末考査は1週間前より学期末まで、職員室に入れません。

生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は本校在校生を会員とし、江東区立東陽中学校生徒会と呼び本部を校内におく。

第2条 本会は教師の指導や助言を受けて、会員が積極的な自治活動を行い、良い校風をうちたて学校生活を営み、民主的な、そして立派な社会人になることを目的とする。

第3条 本会の決定事項は、学校長の承認を得て効力を発する。

第4条 本会は、第2条の目的を成し遂げるために次の活動を行う。

- 1 生徒会組織上の諸活動
- 2 学校行事に協力すること
- 3 その他

第2章 本部役員

第5条 本部は次の役員をもって構成する。

会長 1名 副会長 2名 役員 3名

計6名とする。

第6条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は会務をまとめ、会を代表する。
- 2 副会長は会長を助け、会長不在の時は代理を務める。
- 3 役員は会長を助け、会務を遂行する。

第7条 役員の任期は10月1日から翌年の9月30日までとする。

第8条 本部役員は会員の選挙によって会員の中から選ぶ。

第9条 本部役員は生徒会活動に関わる全ての事柄を立案する。

第10条 本部役員は専門委員会を兼務できない。

第3章 総会

第11条 総会は生徒会の最高議決機関である。

第12条 総会は会長が召集する。

- 1 定期総会は年1回開催する。
- 2 臨時総会は中央委員会の要求があった場合に開く。

第13条 総会の議長は、承認を得て中央委員会の議長が務める。

第4章 中央委員会

第14条 中央委員会は、総会に次ぐ議決機関である。

第15条 中央委員会は生徒会の目的を達成するために、学校の行事に対する協力の仕方や、学級での話し合いの伝達、色々な生徒活動の方針を決議し、学校全体に周知する。

第16条 中央委員会は本部役員と学級委員、各種専門委員長をもって構成する。

第17条 中央委員会の正副議長は学級委員の中から選出する。

第18条 中央委員会は前期2回、後期2回の計4回開く。ただし特別な場合には臨時中央委員会を開くこともできる。

第5章 学級委員会

第19条 学級委員会は、中央委員会の決議や学年の問題を解決するための連絡調整を行う。

第20条 学級委員会は学級委員をもって構成する。

第21条 学級委員は男女各1名とし、その任期は半年とする。

第22条 学級委員会は必要に応じて開ける。

第6章 専門委員会

第23条 各専門委員会は中央委員会の決議に基づいて、生徒会の目的を果たすための活動をする。

第24条 各専門委員会は次の委員をもって構成する。

●常任委員会

1	図書委員会	男女各1名	任期半年
2	給食委員会	男女各1名	任期半年
3	放送委員会	男女各1名	任期半年
4	整美委員会	男女各1名	任期半年
5	保健委員会	男女各1名	任期半年
6	生活委員会	男女各1名	任期半年

●臨時委員会

- 1 運動会実行委員会
- 2 文化発表会実行委員会
- 3 選挙管理委員会
- 4 部長会
- 5 球技大会実行委員

第25条 常任委員会は毎月1回開く。

第26条 臨時委員会は必要に応じて会長が召集する。

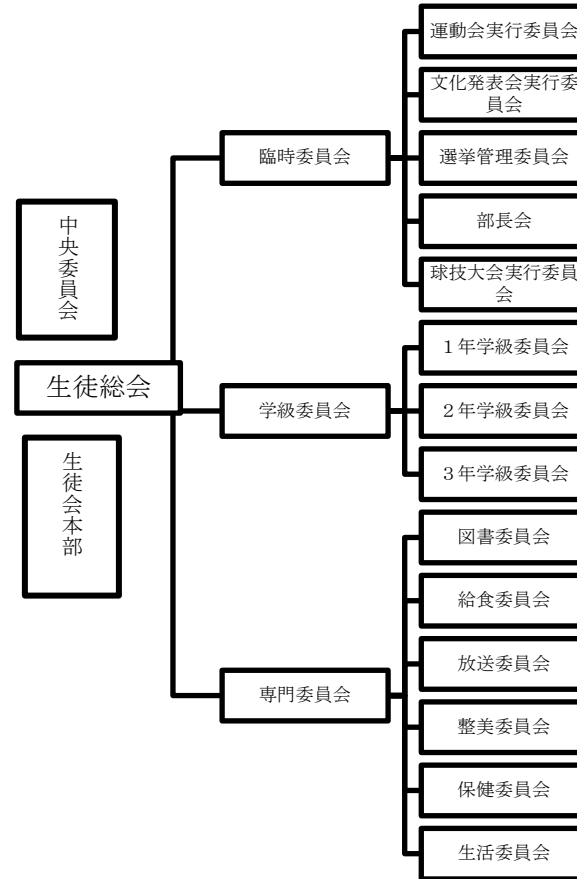
第 27 条 常任委員会の委員は学級から選出し、任期は半年とする。ただし次の期間も継続することができる。

第 28 条 各種専門委員会の正副委員長は専門委員の中から選出される

第 7 章 会則の改正

第 29 条 本会会則の改正は、中央委員会で発議し、総会に提出してその承認を得なければならない。ただし、この発議と承認は出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

生徒会組織図



学校家庭連絡欄

日付	事項	担任印 保護者印
/ ()		
/ ()		
/ ()		
/ ()		
/ ()		
/ ()		

年 組 番 氏名